

# 日本専門医機構専門研修指導医事前審査に関する内規

2016年4月22日制定

## 第1章 総 則

### (目 的)

第 1 条 日本専門医機構（以下、「機構」という）の基準に基づき、機構から委託され公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という.）が行う機構専門研修指導医（以下、研修指導医）事前審査の運用について必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 研修指導医とは、この内規に定める所定の事前審査に合格し、機構が、麻酔科臨床に関する相当の知識と指導経験を有すると認定する者をいう。

### (登録日・有効期間)

第 3 条 研修指導医の登録日は、新規の申請にあつては11月1日とする。また、更新の申請にあつては、認定審査に合格した翌年度の4月1日とする。

2 研修指導医資格の有効期間は、登録された日から満5年間とする。ただし、新規の認定にあつては、登録された日にかかわらず、登録された日から満5年を経過する年度の3月31日までとする。

### (認定の取消)

第 4 条 この法人は、研修指導医が以下に掲げる事由に該当するとき、研修指導医の資格を取り消す。

- (1) 機構研修プログラム（以下、「研修プログラム」という.）基幹施設から研修プログラムの参加施設の勤務でなくなったと報告があったとき
- (2) 研修指導医が認定の取消を申し出たとき
- (3) 研修指導医が更新の手続きをしなかったとき
- (4) 機構が研修指導医としてふさわしくないと認めたとき

## 第2章 新規認定

### (申請資格)

第 5 条 研修指導医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 専門医取得後1回以上の更新を行っていること
- (2) 研修プログラムの参加施設で勤務していること
- (3) 医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針に則った指導医講習会、もしくはこの法人が指定するFD (Faculty Development) 講習（以下、FD講習）を受講しているこ

と。

#### (申請)

第 6 条 研修指導医の事前審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 研修指導医新規申請書 1 部
- (2) 研修プログラム施設勤務証明書 1 部

2 研修指導医の認定申請の受付期間は、毎年 9 月 1 日から 10 月 31 日とする。

3 研修指導医の認定の審査料は、10,000 円とし、申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

#### (審査)

第 7 条 研修指導医の事前審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。

2 認定審査委員会が審査対象とする書類は、審査月の前月末日までに提出された第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号の書類とする。

3 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。

4 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還はしない。

#### (認定・登録)

第 8 条 認定審査委員会は、事前審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、結果を機構に報告する。

2 審査に合格した者は、研修指導医として登録し、電磁的方法をもって公示する。

### 第 3 章 更新認定

#### (更新)

第 9 条 研修指導医資格の有効期間が終了し、引き続き研修指導医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

#### (更新資格)

第 10 条 研修指導医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

(1) 現に研修指導医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること

(2) 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に、この法人が主催する FD 講習への 1 回の参加実績を有していること

#### (更新申請)

第 11 条 研修指導医資格の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、

以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- (1) 研修指導医更新認定申請書 1部
  - (2) 研修プログラム施設勤務証明書 1部
- 2 研修指導医の更新申請の受付期間は、認定期間の終了する年の前年9月1日から10月31日までとする。
  - 3 研修指導医更新の審査料は、10,000円とし、申請時に納付する。申請後2週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

#### (更新審査)

第12条 研修指導医の更新審査は書類審査とする。

- 2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく2週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還はしない

#### (認定・登録)

第13条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を機構に報告する。

- 2 審査に合格した者は、研修指導医として登録し、電磁的方法をもって公示する。

#### (申告の免除)

第14条 研修指導医が、その有効期間中にこの法人の日本専門医機構認定専門医（以下、機構専門医）の資格を取得したときは、以後の研修指導医の更新手続きを免除する。

- 2 前項に掲げる者の研修指導医の有効期間は、新たに取得した機構専門医の有効期間と同一とし、研修指導医の認定証は交付しない。
- 3 機構専門医有効期限内に猶予・休止の理由で資格を一時喪失した場合は、研修指導医として登録する。ただし、機構専門医の有効期限を超えて猶予申請、休止する場合は、更新申請は免除されない。

### 第4章 再認定

#### (資格の再認定)

第15条 研修指導医は、この内規第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる事由によりその資格を喪失したとき、研修指導医の申請をすることができる。

#### (再認定資格)

第16条 研修指導医資格の再認定を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 研修プログラムの参加施設で勤務していること
- (2) 直近1年以内にこの法人が指定するFD講習を受講していること。

### (申 請)

第 17 条 研修指導医資格の再認定を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 研修指導医新規申請書 1 部
- (2) 研修プログラム施設勤務証明書 1 部
- 2 研修指導医の再認定申請の受付期間は、この内規第 3 条の規定を適用する。
- 3 研修指導医の再認定の審査料は、研修指導医内規第 6 条に定める 10,000 円とする。

## 第 5 章 補 則

### (雑 則)

第 18 条 この内規に定める事項のほか、研修指導医の認定に関し必要な事項は別に定める。

### (内規の変更)

第 19 条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (4) に従ってなす。

### 附 則

1. この内規は 2016 年 4 月 1 日以降に研修指導医の新規認定審査を受けようとする者、2016 年 4 月 1 日以降に研修指導医を更新する者に適用する。
2. 2015 年度機構研修プログラム申請に於いて暫定で研修指導医と申請したものは、2017 年 3 月 31 日までに医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針に則った指導医講習会、もしくはこの法人が指定する FD 講習を受講すること。